

**春日市介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金支給
事業に関するQ & A**

Q 1 今回の支援金について、どのような事業所が対象になりますか。

A 1 令和8年1月1日時点で春日市が指定している市内の介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所で、申請日において継続してサービスを提供している以下の事業所です。

ただし、基準日時点で、事業の廃止又は休止している事業所及び福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金事業の対象となる事業所は除きます。

入所系	通所系	訪問系
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (泊まりサービス分) ・看護小規模多機能型居宅介護 (泊まりサービス分) ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (通いサービス分) ・看護小規模多機能型居宅介護 (通いサービス分) ・地域密着型通所介護 	<p>【介護保険サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (訪問サービス分) ・看護小規模多機能型居宅介護 (訪問サービス分) <p>【障害福祉サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業 ・障害児相談支援事業

- 1 介護サービスと介護予防サービスの双方の指定を受けている事業所は、一つの事業所として支援金の額を算定します。
- 2 特定相談支援事業と障害児相談支援事業とを併せて実施する事業所は、一つの事業所として支援金の額を算定します。
- 3 事業所の区分が訪問系である事業所が介護サービスと障害福祉サービスとを併せて実施する場合は、介護サービスのみを支援金の支給の対象とします。
- 4 介護サービスが市の対象、障害福祉サービスが県の対象となる場合、市分は対象となりません。

Q 2 県から指定・許可又は県に対し届出等を行っている事業所等は対象になりますか。

A 2 対象なりません。なお、県が社会福祉施設等物価高騰対策支援金事業を行っていますので、県に申請してください。

Q 3 支援金の積算方法について教えてください。

A 3 下記の単価に定員（事業所数）を乗じて区分ごとの金額を出し、その金額を合計します。

	電気契約種別	補助単価(電気代)	補助単価(食材費)
入所系	高圧	4,000 円／定員	20,900 円／定員 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 8,900 円／定員
	低圧	3,200 円／定員	
通所系	高圧	4,000 円／定員	7,000 円／定員
	低圧	3,200 円／定員	
訪問系	—	12,600 円／事業所	—

（例）A法人において、小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「小多機」という。）（電気：高圧契約、泊まり定員9人、通い定員18人）と地域密着型通所介護事業所（以下、「密着通所」という。）（電気：高圧契約なし、利用定員9人）、居宅介護支援事業所を市内で1事業所ずつ運営している場合

入所系 4,000 円×9人（泊まり定員）+20,900 円×9人=224,100 円…①

通所系 4,000 円×18人（小多機通い定員）+7,000 円×18人=198,000 円…②

3,200 円×9人（密着通所定員）+7,000 円×9人=91,800 円…③

訪問系 12,600 円×（1+1）事業所（小多機と居宅介護支援事業所数）=25,200 円…④

A法人の支給申請金額 539,100 円（①+②+③+④）

Q 4 訪問系の事業所に電気代（高圧）の上乗せ支援がない理由を教えてください。

A 4 訪問系の事業所は、業務の大部分を事業所外で行っていることから、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、上乗せ支援を行わないこととしています。

Q 5 添付資料はどのようなものが必要ですか。

A 5 令和7年7～9月分のうちいずれかの電気料金請求書等の写し（高圧受電であることが分かるもの（高圧受電の事業所等のみ、訪問系の事業所は不要）を申請書に添付してください。

Q 6 高圧電力とはどのような電力のことですか。

A 6 本支援金では、高圧電力とは契約電力が50kw以上、または供給電圧が6,000V以上の電力のことを指します。

Q 7 高圧受電の事業所等でない場合には、請求書等の写しは必要ありませんか。

A 7 高圧受電でない場合は必要ありません。高圧受電の場合のみ、請求書等の写しを提出して

ください。

Q 8 支給を受けた支援金の使途（の制限）について教えてください。

A 8 今回の支援金について、使途の制限はありませんが、支援金の趣旨をご理解いただき、市内事業所の負担軽減のためにご活用くださいますようお願いします。

Q 9 申請の結果、支援金の支給が受けられるようになった場合、書面でのお知らせは届きますか。

A 9 支給決定通知書を法人所在地に送付します。

Q 10 支援金の申請手続の流れを教えてください。

A 10 次のとおりです。ご不明な点がありましたら、市に相談してください。

（手続の流れ）

- ① 法人が各事業所分を申請書類にまとめて市に提出 【法人→市】
- ② 市で申請書類を審査
- ③ 審査で問題がなければ法人に支給決定通知書を送付 【市→法人】
- ④ 法人に支援金を概ね2週間程度で支給 【市→法人】

（問合せ先）

○介護サービス事業所

高齢課指定指導担当（担当者：古賀、木村） TEL：092-981-0116（直通）

○障害福祉サービス事業所

福祉支援課障がい福祉担当（担当者：川添、出口） TEL：092-584-1127（直通）

Q 11 申請書に誤りがある場合はどうなりますか。

A 11 市側で修正が可能な場合は、市から申請書記載の法人担当者連絡先に連絡し、内容を確認の上、修正を行う予定です。修正が難しい場合は、再送をお願いします。

Q 12 実績報告や仕入控除税額の報告は必要ですか。

A 12 今回は使途を限定した補助ではないため、報告は不要です。

Q 13 通所サービスを1枠12名を2単位運営していますが、この場合の定員は12名×2単位の24名となりますか、それとも1単位当たりの12名になりますか。

A 13 ① 同時に事業所内の2つの場所でサービスを提供している場合には、定員数を24名とします。

② 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供している場合には、定員数を12名とします。